

2025年6月27日

各 位

株式会社 山口フィナンシャルグループ

当社グループ社員に対する介護支援制度の拡充について

山口フィナンシャルグループ（代表取締役社長CEO 棕梨 敬介）は、社員の仕事と介護の両立を支援するため、介護支援制度を大幅に拡充いたしますので、下記のとおりお知らせします。

今後も当社グループは、多様な人財が継続的にキャリアを形成できる職場環境づくりを推進してまいります。

記

1. 背景

近年、少子高齢化の進行や団塊世代の後期高齢者化に伴い、仕事と介護の両立は社会全体の課題となっており、当社グループにおいても今後、こうした課題に直面する社員の増加が見込まれます。

このような社会的背景を踏まえ、当社グループは社員に対する介護支援制度を大幅に拡充することで、介護に関する課題を抱える社員がキャリアを中断することなく、安心して働き続けられる職場環境の整備を進めてまいります。

2. 制度拡充の概要

（1）介護休業の拡充

- ・法定の介護休業（通算93日）に加え、最長3年間の介護休業を新たに設けます。
- ・法定の介護休業は、社員が仕事と介護を両立できる体制を整えることを目的としています。
しかしながら、社員が介護に専念する必要がある場合には、やむを得ず介護離職を選択するケースもあります。
- ・社員が介護に専念する必要がある場合に、最長3年間の介護休業を利用できるようにすることで、介護離職を防ぎ、復職可能な環境の確保を図ります。

（2）介護休暇の対象および日数の拡大

- ・対象者を以下の社員まで拡大します。
家族の介護相談のために、自治体や地域包括支援センター等に行く社員
家族の要介護認定申請等の行政手続に行く社員

- ・日数を以下に拡大します。

対象家族1人：年10日（法定：5日） 対象家族2人以上：年20日（法定：10日）

（3）「家族寄り添い休暇」の新設

- ・全社員を対象に余命宣告を受けた家族等に寄り添うことができる休暇を新設します。

（4）専門スタッフによる伴走支援

- ・産業ケアマネージャー等の有資格者を社内に配置し、介護制度の活用支援、相談対応、課題解決を一貫してサポートします。
- ・社員に対し、公的制度と社内制度を組み合わせた最適な支援を提供します。

< 拡充内容および法定水準との比較 >

制度	拡充後の当社制度	法定水準
介護休業	①通算 9 3 日 ② 最長 3 年間	通算 9 3 日
介護休暇	< 対象 > ①要介護状態にある家族の介護やその他の世話をする社員 ②要支援状態にある家族の介護やその他の世話をする社員 ③家族の介護相談のために、自治体や地域包括支援センター等に行く社員 ④家族の要介護認定申請等の行政手続に行く社員 < 日数 > 対象家族 1 人 : 年 1 0 日 対象家族 2 人以上 : 年 2 0 日	< 対象 > ①要介護状態にある家族の介護やその他の世話をする社員 < 日数 > 対象家族 1 人 : 年 5 日 対象家族 2 人以上 : 年 1 0 日
その他の休暇	「家族寄り添い休暇」を新設	(法定の定めなし)
専門スタッフ	有資格者を社内に配置し、社員の介護課題解決をサポート (順次採用)	(法定の定めなし)

※下線太字部分を拡充

3. 山口フィナンシャルグループのサステナビリティへの取り組み

山口フィナンシャルグループは、持続可能な社会の実現に貢献していくために、「グループサステナビリティ方針」を策定し、この方針に基づき、重点的に取り組むべき E S G 課題である「マテリアリティ」を特定しております。本件は、12 のマテリアリティの中で「⑨安心・安全な労働環境作り」、「⑩多様な人材の活躍」の実現に資する取り組みです。



以 上

【本件に関するお問い合わせ先】

山口フィナンシャルグループ 人財支援部 人事グループ
 担当：金崎（かねざき） TEL：070-1293-7306
 岩田（いわた） TEL：080-4800-0573